



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	麗江旧市街地の保全に関する社会文化的課題の考察 ～観光地化が世界遺産都市の空間および社会に与える影響の多角的分析 その1～
Author(s)	山村, 高淑; 張, 天新; 藤木, 庸介
Citation	京都嵯峨芸術大学紀要, 31, 1-8
Issue Date	2006-03-10
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/38767
Type	journal article
File Information	20060310Lijiangpart1.pdf



麗江旧市街地の保全に関する社会文化的課題の考察

～ 観光地化が世界遺産都市の空間および社会に与える影響の多角的分析 その1 ～

山村 高 淑

張 天 新^{※1}

藤 木 庸 介

1. 研究の背景と目的

本研究の目的は以下の2点である。①世界遺産である中国雲南省麗江市古城区旧市街地（大研古城。以下、麗江旧市街地）¹を構成する空間的・社会的要素について、実地調査に基づく多角的なデータベースを作成すること。②このデータを過去のデータと比較することで世界遺産登録ならびに観光地化が都市に及ぼす空間的・社会的インパクトについて明らかにすること。

近年、多くの世界遺産都市において、世界遺産登録により急激に観光客が増加し、その社会的・文化的インパクトに地域社会が十分に対応できない恐れがあることが指摘されている。しかしながらこのような指摘の反面、世界遺産都市を構成する空間的・社会的要素の基礎的なデータベースはほとんど作成されておらず、市街地変容と観光産業との関連性についての実地調査に基づく具体的研究の蓄積も極めて少ない。したがって多くの世界遺産都市では、問題点が指摘されるばかりでデータの裏づけ作業が行われていないため、遺産保全や観光管理の施策は具体性を欠き、実際に発生している現象に対応できなくなっている。特に中国の世界遺産都市では、近年急激な観光産業の隆盛化が見られるにも拘らず、こうしたデータ・研究の蓄積がほぼ皆無であるため、空間的・社会的に激変する都市空間の中で、そもそも保全・継承すべき遺産の価値とは何なのかを評価することすら非常に難しい状況になっている（Yamamura 2004）。

以上のような問題意識のもと、筆者らは2004年度より山村を代表として、日中の研究者・学生からなる共同調査隊「京都嵯峨芸術大学麗江古城国際學術調査チーム（以下、筆者ら）」を組成し、中国の世界遺産都市・集落（雲南省麗江、山西省平遥、安徽省宏村・西遞）について、それぞれの都市・集落を構成する空間的・社会的要素のデータベース化を行ってきた。本稿はそのうち麗江の調査成果をとりまとめたものである。筆者らはこうした作業を通して、世界遺産登録ならびに観光地化が都市に及ぼす空間的・社会的インパクトについて明らかにし、国際的且つ社会的に問題提起していくことが、我々世界遺産研究に携わる日中の若手研究者共通の責務であると考えている。

なお麗江旧市街地は、都市形成の地理的・歴史的背景、歴史的都市景観、建築様式、上水道網等の価値が評価され、1997年12月、世界文化遺産に登録さ

※1 北京大学環境学院助教授

れている (World Heritage Committee 1997)。現在保全の対象となっているのは、4,564戸の木造住宅が密集し、13,780人が居住する旧市街地部分350.2haである²。

2. 関連研究と本研究の特色

世界遺産都市を構成する空間的・社会的要素について、包括的にデータベースを作成している事例は世界的に見ても管見したところ見当たらない。一方、麗江旧市街地に関する有用な資料としては、建築と街路・水路の空間構造を取りまとめた雲南工業大学建築学系による調査 (雲南工業大学建築学系ほか1997) と、居住者構成の変容に関する山村らによる一連の調査がある (山村ら2001、山村2002、Yamamura 2003, 2004)。しかし、前者は1990年代前半に行われた調査の結果をまとめたもので、データ自体が古いうえに、内容は建築・街路・水路の構造に限られている。後者は目下継続的に行われている国際的にも唯一の調査であるが、これまで発表されたものは建築用途ならびに社会構造に限られている。

一方、世界遺産登録ならびに観光地化が都市に及ぼす空間的・社会的インパクトについては、UNESCO等国際機関では多くの議論がなされてきたが、実地調査に基づく具体的研究の蓄積は少ない。代表的なものに UNESCO のアジア・太平洋地区事務所による遺産管理と観光のあり方に関する調査³があるが、基礎的な統計調査と問題提起にとどまっており、地域へのインパクトの実態を明らかにするまでには至っていない。麗江旧市街地における観光地化のインパクトについては、山村が社会文化的側面から先駆的な研究をしており、国際的に一定の成果を上げているが (Yamamura 2003, 2004)、空間的なインパクトに関する考察はほとんどなされていない。

本研究は、こうした研究と問題意識を共有するものであるが、①建築等の物理的環境だけではなく、それを取り巻く地域の社会的・文化的環境を含め、適切に世界遺産都市の全体性を保護することの重要性に立脚している点、②麗江における空間的・社会的要素を包括的にデータベース化しようとする初の試みである点、③現地調査による一次資料に基づき、世界遺産登録ならびに観光地化のインパクトの多角的な分析を試みている点、の3点において、極めて高い資料性と独自性を有している。

3. 研究の方法と調査対象地区の概況

本稿では、以下2つの手順に基づき調査・分析を

行った。

(1) 建築用途と地域社会の変容に関する調査

麗江旧市街地の中心部分 (歴史的にも市街の中心であり、かつては交易広場であった四方街を中心とした東西約200m×南北約230m。図1) を取り上げ、この地区に存在する全ての商業店舗建築を対象として行われた山村らによる2000年6月の調査⁴と、同地区における筆者らによる2004年8月の調査 (8月9日～25日) の結果との比較を行った。なお調査方法は2000年6月、2004年8月ともに、当該地区の商業店舗建築の悉皆調査に依っている。これにより、業種の確認を行うとともに、店舗経営者 (不在の場合は従業員など) に対する対面式のヒアリング調査によって店舗経営者属性の把握を行った。

なお調査対象店舗については、本来1戸であった部分を細分化しての使用や、逆に本来複数戸であった部分の壁を取り除いた連続使用の例が多く見受けられるため、本研究において店舗1軒とは、隣接する店舗と何らかの形で区分され、一つの独立した経営者により使用されている建築部分と定義する。

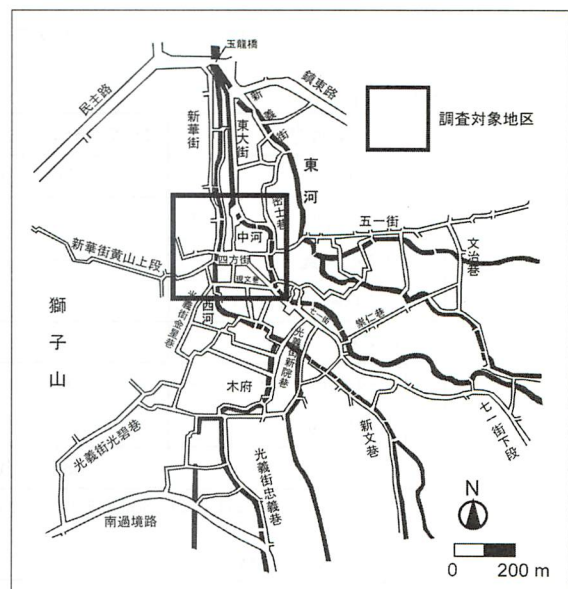


図1 調査対象地区 (四方街を中心とした東西約200m×南北約230m) 出所: 山村 (2002), p. 170

(2) 保護民居の実態と保全上の課題に関する調査

これに続く2005年3月8日から14日にかけて、麗江旧市街地の中心部に位置する新義社区⁵に存在する住宅建築 (以下、民居) のうち、1997年、地方政府により保護対象として指定された「重点保護民居」7件ならびに「一般保護民居」15件の全22件を対象として、それら民居が現存するかどうか実地確認し、さらに存在した場合その用途について把握を行った。

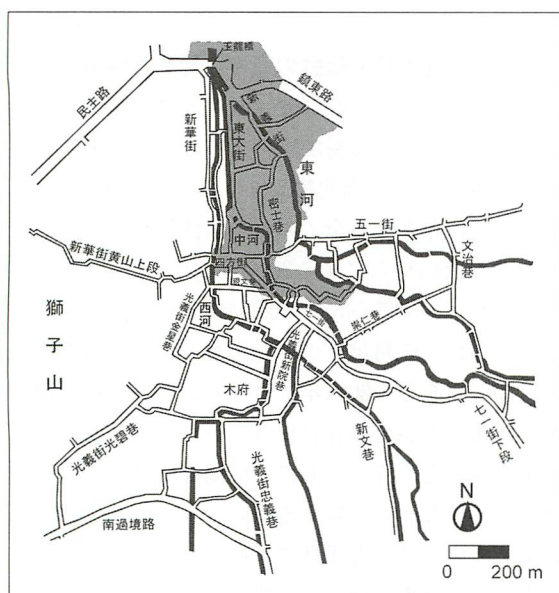


図2 新義社區の位置（網掛け部分）
出所：筆者作成

この結果と、(1)で明らかになった旧市街地での建築用途と地域社会の変容実態を照らし合わせ、保護民居保全上の課題抽出を行った。

なお世界遺産登録に先立つ1997年3月、旧市街地の保護を強化するために麗江納西族自治県人民政府

（当時）⁶が指定したのが「重点保護民居（特に優先的に保護が必要な歴史文化的価値の高いもの）」と「一般保護民居（重点保護民居の次に保存を優先すべきもの）」である⁷。

新義社區は、麗江旧市街地の北側の入り口部分から、四方街（中心に位置する広場）までを含む範囲であり（図2）、旧市街地の中で観光客が最も集中する地区である。2005年3月現在、新義社區管轄下の戸籍数は507戸（1,578人）であるが、実際に同社區に居住している人口は169戸（約600人）のみで、残る338戸（約900人）は戸籍を同社區に登録してはいるものの、実際は同社區外（新市街地等）に居住している。一方、暫住証（暫定居住許可証）登録⁸をしている流入人口は400戸（約1,200人）である⁹。

4. 建築用途と地域社会の変容に関する調査

4-1. 建築用途の変容実態

表1、2は、麗江旧市街地中心部において、2000年と2004年の時点で確認された全商業店舗建築の業態と軒数を、それぞれ表にまとめたものである。

表1 業種一覧表（2000年6月現在）

業種類型	軒数（軒）	割合	業種の詳細
観光業種	189	66.1%	
観光物販・サービス	145	50.7%	土産物店等
観光飲食	38	13.3%	レストラン、喫茶店、バー等
宿泊施設（注1）	6	2.1%	民宿、企業が所有する招待所
一般業種	97	33.9%	
一般物販・サービス	88	30.8%	日用雑貨店、衣料品店、美容室等
一般飲食	9	3.1%	大衆食堂
計	286	100.0%	

（注1）宿泊施設については全ての部屋をまとめて1軒とした。

表2 業種一覧表（2004年8月現在）

業種類型	軒数（軒）	割合	業種の詳細
観光業種	312	92.3%	
観光物販・サービス	258	76.3%	土産物店等
観光飲食	39	11.5%	レストラン、喫茶店、バー等
宿泊施設（注1）	15	4.4%	民宿（注2）
一般業種	26	7.7%	
一般物販・サービス	20	5.9%	日用雑貨店、衣料品店（注3）
一般飲食	6	1.8%	大衆食堂
計	338	100.0%	

（注1）宿泊施設については全ての部屋をまとめて1軒とした。

（注2）2004年8月現在、企業所有の招待所は存在せず、全て旅客向けの民宿となっている。

（注3）2004年8月現在、美容室は存在しない。これは地元政府の移転政策による。

なお、業種分類については、以下の基準に基づいている。

「観光業種」:

実地観察ならびにヒアリングから、物品・サービスの販売対象として観光客を想定していると判断された店舗、あるいは売り上げの過半数が観光客によるものであるとの回答を得た場合。

- ・物品販売・サービスの場合は、土産物を販売している店舗がこれに当たる。こうした中には、本来は地元住民の生活用品であった地域の物産が、特産品（土産物）として位置づけられるようになり、観光客による利用が大半を占めるようになった、漢方薬や茶葉を販売する店舗も含まれる。
- ・飲食業の場合は、実地観察において西洋料理や日本料理、コーヒーや洋酒といった外国人向けのメニュー（地元住民へのインタビューによれば、観光地化するまでは、彼らにはこうした飲食習慣はほとんど無かったという）を提供することが確認された食堂・喫茶店や、地元料理を提供するレストランであっても顧客の過半数が観光客であると答えた場合を観光業種として分類した。こうしたレストランは共通して30~40品目以上という多くの品目を提供しており、観光客向けのメニュー表記（ほとんどの場合・英二ヶ国語表記の品書き）を有している点が特徴である。
- ・ホテルやゲストハウス、民宿といった宿泊施設については、本来、旅行者を対象とした施設であるため、観光業種に含めた。

「一般業種」:

同様に、物品・サービスの販売対象として一般住民を想定していると判断された店舗、あるいは売り上げの過半数が一般住民によるものであるとの回答を得た場合。

- ・物品販売・サービスの場合は、食料品・日用雑貨販売店、衣料品店、理髪店のように、不特定多数の顧客を想定していても、地域住民の利用が圧倒的に多い、地域に密着した業種がこれに当たる。
- ・飲食業の場合は、地元住民向けに朝食や昼食として粉食（麺やパンケーキなど）を中心とした軽食を供する店舗、あるいは、主として子供を対象におやつとしてのフライドポテトなどを売る店舗を、一般業種に分類した。地元住民によれば、こうした食習慣ならびに店舗は、観光地化する以前より当地のナシ族の間に存在したとのことである。一店舗あたりで提供する品数は少なく、10品目を越えることはほとんどない。観光客を顧客として特

に想定していないため、通常、品書きは簡単なもののしか存在しない。

調査の結果、2000年から2004年の間に総店舗数が約50軒増と、旧市街地中心部の商業化が進んだことがわかった。観光業種の軒数が1.5倍以上に増加、中でも観光物販（土産物店）が著しい伸びを示していることから、当地区の商業化は土産物を中心とした観光産業の隆盛化によるものであることがわかる。

4-2. 社会変容の実態

表3、4は、調査対象店舗の経営主体が個人であるか、企業であるかに着目して業種毎に分類し、更に個人経営の場合については、中国の戸籍制度に基づき、彼らが所有する戸籍の区分に着目、麗江の常住人口を有するものを常住人口、暫住証を有するものを流入人口として区分し、その民族構成を示したものである。

2004年8月現在、全店舗経営主体のうち9割強の308主体が個人経営であり、うち112主体（全体の約33%）が麗江の先住民族であるナシ族を中心とした常住人口による経営である一方、196軒（同約58%）は漢族を中心とした外部からの流入人口による経営であった。2000年時点では常住人口が流入人口より若干多かったが、2004年の段階では流入人口が常住人口の2倍近くまで増加している。特に観光業種経営者に占める流入人口の割合が著しい伸びを示していることから、当地の観光業種の増加には外部人口の流入が大きく関与していることがわかる。

5. 保護民居の実態と 保全上の課題に関する調査

5-1. 保護民居の現況

1997年に指定された全22件の保護民居について、その現況を確認した結果、22件のうち6件（重点保護民居1件、一般保護民居5件）が既に消失していることが明らかとなった（表5）。また現存する保護民居16件については、うち10件がホテル・民宿やレストラン等の観光業種、3件が事務所や病院となっており、専用住宅として使用されているものはわずか3件である。特に重点保護民居に着目してみると、専用住宅として使用されているものは1件も無く、消失した1件を除く6件全てが観光業種となっている。これら6件については、現地観察の結果、外観・内装ともに観光業種経営のため改造が施されている

表3 店舗経営主体構成（2000年6月現在）

業種区分	店舗経営主体区分									合計
	個人経営者							企業	不明	
	常住人口			流入人口						
	ナシ族	漢族	その他	漢族	白族	ナシ族	その他			
観光業種										
観光物販	48	6	1	70	8	1	7	4	0	145
観光飲食	26	2	0	7	1	0	2	0	0	38
宿泊施設	5	0	0	0	0	0	0	1	0	6
小計	79	8	1	77	9	1	9	5	0	189
	41.8%	4.2%	0.5%	40.7%	4.8%	0.5%	4.8%	2.6%	0.0%	100.0%
一般業種										
一般物販	42	5	2	17	3	0	1	15	3	88
一般飲食	2	0	0	7	0	0	0	0	0	9
小計	44	5	2	24	3	0	1	15	3	97
	45.4%	5.2%	2.1%	24.7%	3.1%	0.0%	1.0%	15.5%	3.1%	100.0%
全体計	123	13	3	101	12	1	10	20	3	286
	43.0%	4.5%	1.0%	35.3%	4.2%	0.3%	3.5%	7.0%	1.0%	100.0%

表4 店舗経営主体構成（2004年8月現在）

業種区分	店舗経営主体区分								企業	不明	合計
	個人経営者										
	常住人口			流入人口							
	ナシ族	漢族	その他	漢族	白族	ナシ族	その他				
観光業種											
観光物販	71	0	3	104	51	0	7	1	19	256(注)	
観光飲食	15	0	1	15	0	1	3	0	4	39	
宿泊施設	5	0	0	8	2	0	0	0	0	15	
小計	91	0	4	127	53	1	10	1	23	310(注)	
	29.4%	0.0%	1.3%	41.0%	17.1%	0.3%	3.2%	0.3%	7.4%	100.0%	
一般業種											
一般物販	12	1	0	1	2	0	0	3	1	20	
一般飲食	4	0	0	2	0	0	0	0	0	6	
小計	16	1	0	3	2	0	0	3	1	26	
	61.5%	3.8%	0.0%	11.5%	7.7%	0.0%	0.0%	11.5%	3.8%	100.0%	
全体計	107	1	4	130	55	1	10	4	24	336(注)	
	31.8%	0.3%	1.2%	38.7%	16.4%	0.3%	3.0%	1.2%	7.1%	100.0%	

(注) 同一経営者が複数の店舗を有している場合があるため、表2の総数と一致しない。

ことが確認された。特に観光客が集中する四方街に位置する2件については原状からの大幅な変容が認められた。

一方、消失した6件について、その消失理由を調査したところ、4件は旧市街地北側部分の公共広場ならびに遊歩道を開発するために撤去、残る2件は大型ホテルの開発に伴い撤去されていることが明らかとなった。世界遺産登録後でも、50～70年前に建造された民居の保護より観光開発が優先されてきた経緯を見て取ることができる。

5-2. 保護民居の保全が抱える課題

こうした保護民居の消失や用途の変更には、以下

に示すように、地方政府によるかつての政策が、世界遺産登録後の急激な観光地化から生じる様々な実情に対応しきれなくなっている点、それに対して新たな制度整備が追いついていない点、が大きく影響していると考えられる。

①人口管理に関する政策

麗江州政府（当時）は、旧市街地空間の保護には当時の過剰な人口密度を低減することが必要であるとして、1985年から旧市街地に隣接して新市街地を開発してきた。これにより当時は人口密度が適正に推移し、住環境が向上したとされるが、その後1997年の世界遺産登録を境に急速な観光地化が進み、観光業種経営を目的に流入してきた外部人口に家屋を

表5 新義社区における保護民居（全22件）の現状

	地 番	建造年代	1997年当時の用途	2005年 3 月現在の用途
重点保護民居	積善巷21	1949年以前	専用住宅	民宿
	積善巷34	100年以上前	専用住宅	民宿
	密士巷47	1949年以前	ホテル	★消失
	密士巷53	1949年以前	専用住宅	喫茶店
	密士巷14	清代乾龍年間	専用住宅	民宿
	四方街 1	1949年以前	専用住宅	レストラン
	四方街17	1949年以前	専用住宅	レストラン
一般保護民居	積善巷106	1930年代	住宅+薬局	★消失
	積善巷105	1930年代	専用住宅	★消失
	積善巷101	50数年前	専用住宅	★消失
	積善巷85	1949年以前	専用住宅	★消失
	積善巷63	不明	専用住宅	市政府関連事務所
	積善巷 4	1949年以前	ホテル	ホテル
	積善巷25	1949年以前	専用住宅	民宿
	密士巷48	1949年以前	ホテル	★消失
	密士巷43	1949年以前	街道辦事処	ホテル
	密士巷74	1930年代	民間音楽隊ホール	病院
	密士巷78	清代末	専用住宅	専用住宅（賃貸）
	百歲坊33	1949年以前	写真館	市政府関連事務所
	百歲坊35	1930年代	専用住宅	専用住宅
	百歲坊56	1949年以前	専用住宅	観光客向け文化広報施設
	百歲坊50	1949年以前	専用住宅	専用住宅

（注1）建造年代については麗江県古城整治工作組（1997）の表記に従った。

（注2）現地で「客棧」と呼ばれる宿泊施設を「民宿」と、「酒店」を「ホテル」と翻訳した。

（出所）麗江納西族自治县人民政府（1997）、麗江県古城整治工作組（1997）ならびに新義社区居民委员会でのヒアリング（2005年3月）を基に筆者ら作成。

賃貸し、自らは新市街地で家屋を購入するという「不正常な転出」が増加。市政府も特に新義社区でこうした事態が深刻であると指摘している¹⁰。

一方、麗江市政府は旧市街地における先住民人口の比率を回復させることを目的として、世界遺産登録以前からの住民に補助金を給付する「惠民政策」を実施している。これは2004年1月から開始された政策で、現在、該当者には毎月1人当たり10元が給付されている。世界遺産登録以前からの住民で既に旧市街地外に転居した者が、再度旧市街地に転入してきた場合も給付の対象となる¹¹。しかし、この補助が1人当たり毎月10元であるのに対し、もし家屋を賃貸すれば月数百元から数千元の家賃収入が得られるのが実情であり、政策が先住民人口の回復に寄与し得るのかは定かではない。

②民居の観光商業利用に関する政策

1997年、世界遺産登録に際して麗江県政府（当時）が策定した「麗江大研古城保護詳細計画」においては、「旧市街地の持続的な発展を保障するために」、「観光産業を促進する必要がある」とされ、修築・改築において建築ガイドラインを遵守した家主には「県政府が優先的に観光業の営業許可を授与、経

営に際しても優遇措置をとる」ことが明記されている¹²。ところがこうした状況下、保護民居の観光商業利用が過度に進んだため、麗江市政府は2003年より大幅に方針を転換、保護民居の修築・改築に際して、専用住宅であり且つ家主が10年以上同家屋に居住している場合にのみ、他者に賃貸せず商業利用も一切行わないことを条件に修改築補助金の申請を可能とすることにしている。また、2005年中に策定される予定の保護条例ならびに新保護計画においては、今後、旧市街地においてホテルや民宿、レストラン等を増やさない方針であることが明記されるとのことで、新規の営業許可は与えない方針であるという¹³。

③保護民居の保全に関する制度上の枠組み

目下、保護民居の保全については、法制度上、前述の「詳細計画」（1997）に基づいて行われている。しかしながら、同計画に提示されている修築・改築のガイドラインは極めて簡単なものであり、建築確認申請についても、隣接家屋の同意を得ることに主眼が置かれており、建築物の詳細な構造や仕上げ、用途について厳格にチェックできる仕組みにはなっていない¹⁴。居住者に占める先住民比率が高かった

時代は、こうしたシステムの下、地域社会における慣例に従い、伝統的街並みが継承され得たと考えられるが、本研究でも明らかになったように、急激な観光地化とそれに伴う住民構成の変容が発生している現状においては制度的に不十分なものとなっている。

また市政府によれば、旧市街地保護のための財政も決して十分ではないといい、保護民居の修築・改築に際しての補助金についても、現行ではその半額を米国の Global Heritage Fund による基金に頼っているという¹⁵。市政府の拠出金についても、観光収入に頼らざるを得ず、観光収入が無ければ保護のための財源が確保できないとのことである¹⁶。このような点からも観光地化のコントロールがなかなかうまく進まない理由を見て取ることができよう。

6. まとめ

以上見てきたように、麗江旧市街地においては、建築用途の急激な観光商業化とそれに伴う社会変容現象が発生している。地方政府はこれまでこうした問題に積極的に対処する方策を有していなかったが、2002年に麗江地区から麗江市へ行政区画が変更されたのを機に、旧市街地保護・管理の主体・枠組みが急速に整備されつつある¹⁷。具体的には、麗江市政府は既に以下のような対策を講じ始めている。①急激且つ過剰な観光地化への対応：「准営証（経営許可証）」の発行数を調整することにより、店舗数ならびに業態構成を管理する、②急激な社会変容への対応：旧市街地における先住民比率を高めることを目的として、世界遺産登録以前からの住民に補助金を給付する「惠民政策」を実施する（前述）。なお、これらと同様に、③歴史的街並み・建築デザインのコントロール制度の整備も、目下、市政府によって進められている。この点に関しては、旧市街地の街並みや建築に様々な変容が生じていることが確認されており、実態の把握と制度の有効性についての検討が急務である。（街並みや建築に生じている様々な変容についてはその2で詳述する。）

また、保護民居に関する現行の保護制度についても、既に世界遺産登録後の現状に対応しきれなくなっており、保護民居の用途は急激に変容しつつある。今回の調査では保護民居の居住者（あるいは店舗経営者）の属性を把握することはできなかったが、以上見てきたように、保護民居の用途変更には、世界遺産登録に起因する急激な観光地化に伴う、先住民人口の転出、外部人口の流入が影響していることが

強く示唆される。今後はこうした人口動態や居住者意識についても詳細に把握していく必要がある。

謝辞

本研究は、科学研究費補助金による研究課題「中国の歴史的市街地・集落における持続可能な観光開発のあり方に関する研究」（代表：山村高淑、平成16年度～18年度、基盤B・海外、課題番号16402033）として現在遂行中のものである。また現地調査においては麗江市古城区祥和院の趙毅興氏ご一家、中国国際民間組織合作促進会の程雅琴氏、麗江市古城区在住の張祥氏、和曉娟氏、北京大学環境学院の許昊氏、江芸東氏、王葭氏、向瑜氏、和歌山大学大学院システム工学研究科の学生諸氏には、それぞれ多大なるご支援を頂いた。記して感謝の意を表します。

補注

¹ なお世界遺産に登録されている麗江旧市街地は、大研古城、束河古鎮、白沙古鎮の3ヶ所からなるが、慣例として当地で「麗江古城（旧市街地）」と言えば「大研古城」を指す。

² 麗江市外事僑務弁公室・麗江古城保護管理委員会編（2003），p. 44。

³ UNESCOのアジア・太平洋地区事務所がネパールで主催した国際会議「文化遺産管理と観光に関する会議」（2000. 4）では、麗江を含むアジア地域の9つの世界遺産都市について、観光に関する問題点の調査結果が報告され、UNESCO PROAP（2000a），（2000b）がまとめられている。

⁴ 2000年調査の詳細についてはYamamura（2004）ならびに山村ら（2001）を参照。

⁵ 中国語で「社区」とは一定地域の範囲内に住む人々によって構成される社会生活の共同体を指す。都市部においては最末端の自治組織である各「居民委員会」の管轄範囲に対応する。調査対象地区においては新義社区居民委員会がこれに当たる。

⁶ 2002年12月26日、中国国務院は「麗江地区」を「麗江市」とし、同時に「麗江納西族自治州」を廃止する行政区分の改正を決定。2003年4月1日よりこの新区分にて地方行政が執り行われている。

⁷ 当時の麗江納西族自治州内において、「重点保護民居」を52件、「一般保護民居」を88件、それぞれ指定している（麗江納西族自治州人民政府1997）。

⁸ 中国では戸籍は公安部門の管轄で、その土地の常住戸籍（永住戸籍）を有する人口を「常住人口」、常住戸籍所在地を離れ、「暫住証」（暫定居住許可証）の発行を受けることで臨時に居住する人口を「暫住人口」と呼ぶ。詳細は山村ら（2001）、Yamamura（2004）参照。

⁹ 新義社区居民委員会でのヒアリングによる（2005年3月）。

¹⁰ 麗江市外事僑務弁公室・麗江古城保護管理委員会編（2003），p. 50参照。

¹¹ 麗江古城保護管理委員会弁公室でのヒアリングによる（2005年3月11日）。

¹² 詳細は山村（2002），pp. 157-158に詳しい。

- ¹³ 麗江古城保護管理委員会弁公室でのヒアリングによる (2005年3月11日)。
- ¹⁴ 麗江古城保護管理委員会弁公室・麗江市古城区建設局 (2002)、雲南省城郷規劃設計研究院・麗江県城建局 (1997) を参照。
- ¹⁵ 麗江古城保護管理委員会弁公室でのヒアリングによる (2005年3月11日)。
- ¹⁶ 麗江市外事僑務弁公室・麗江古城保護管理委員会編 (2003), p. 46。
- ¹⁷ 2005年中に旧市街地保護のための保護条例が制定される見込みである。麗江古城保護管理委員会弁公室でのヒアリングによる (2005年3月11日)。

参考文献

- 張天新・山村高淑 (2003) 「麗江古城の日常生活空間結構解析」北京大学学报 (自然科学版), 第39巻・第4期, pp. 467-473
- 麗江古城整治工作组 (1997) 「麗江県特色民居調査表 (二)」
- 麗江古城保護管理委員会弁公室・麗江市古城区建設局 (2002) 「麗江古城民居建設、修繕審批表」
- 麗江納西族自治县人民政府 (1997) 「麗江納西族自治县人民政府關於公布麗江古城第一批重点保護民居和一般保護民居的通知」
- 麗江市外事僑務弁公室・麗江古城保護管理委員会編 (2003) 『联合国教科文組織亚太地区文化遺產管理第五屆年會記実』雲南民族出版社。
- UNESCO PROAP (2000a) Action Plan for Lijiang: paper for A UNESCO conference/workshop for the enhancement of stakeholder cooperation in tourism development and heritage preservation in Asia and Pacific.
- UNESCO PROAP (2000b) A heritage protection and tourism development: case study of Lijiang Ancient Town China: paper for A UNESCO conference/workshop for the enhancement of stakeholder cooperation in tourism development and heritage preservation in Asia and Pacific.
- 雲南工業大学建築学系・麗江納西族自治县城郷建設環保局 (1997) 『麗江—美麗的納西家園』中国建築工業出版社
- 雲南省城郷規劃設計研究院・麗江県城建局 (1997) 「麗江大研古城保護詳細規劃」
- World Heritage Committee (1997) Justification for Inscription: The Old Town of Lijiang, Report of the 21st Session of the Committee, p. 41, UNESCO (WHC-97/CONF.208/17)
- Yamamura, Takayoshi (2003) Indigenous society and immigrants: tourism and retailing in Lijiang, China, a World Heritage city. *TOURISM: An International Interdisciplinary Journal* Vol. 51/ No.2, pp. 215-235.
- Yamamura, Takayoshi (2004) Authenticity, ethnicity and social transformation at World Heritage Sites: tourism, retailing and cultural change in Lijiang, China. In Derek R. Hall (ed.) *Tourism and Transition: Political, Economic and Social Issues*, pp. 185-200. London: CAB International.
- 山村高淑・城所哲夫・大西隆 (2001) 「世界遺産を観光資源とした観光産業の実態とその課題に関する研究—中国・麗江旧市街地における観光関連店舗の経営実態分

- 析—」第36回日本都市計画学会学術研究論文集, 2001年11月, pp. 257-262。
- 山村高淑 (2002) 「文化資源を活用した自律的な観光振興のあり方に関する研究—中国雲南省・麗江の事例を中心として—」東京大学博士学位論文 (2002年3月)。